

事 務 連 絡  
令和6年10月1日

関係所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長

### 令和6年度における組合員証等の検認に係る文書送付について

標記について、下記文書を送付します。

下記2及び3は、検認事務において被扶養者資格の取消となることの多い事例など、被扶養者認定に係る注意事項等について令和5年度に通知したものを再度送付するものです。

組合員に配布するなど、引き続き認定要件の周知と確認に御協力くださるようお願いします。

なお、下記2及び3は、埼玉県教職員互助会ホームページの会員専用ページ「福利課発出文書一覧(令和5年10月)」にも掲載しております。

[福利課発出文書一覧 | 一般財団法人 埼玉県教職員互助会 \(gojo-saitama.jp\)](https://www.gojo-saitama.jp)

### 記

- 1 公共埼第387号 令和6年度における組合員証等の検認の審査状況または結果について(通知)
- 2 令和5年10月2日付け公共埼第398号 別居被扶養者に対する送金方法について(通知)
- 3 別紙1 お気をつけください 被扶養者の認定要件

担 当:資格管理担当  
電 話:048-830-6694